○内閣府・厚生労働省令第二号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の一部の施行及び預金保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第五十四号）の施行に伴い、並びに金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第八条の二の規定に基づき、労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年三月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　田村　憲久

労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令

（労働金庫法施行規則の一部改正）

第一条　労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第二項第一号中「第六十一条第一項」の下に「若しくは第百二十六条の二十九第一項」を、「第六十二条第一項」の下に「若しくは第百二十六条の三十」を、「合併等」の下に「又は同法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等」を加える。

第百三条第一号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

（労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部改正）

第二条　労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府厚生労働省令第七号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（優先出資に係る資本準備金等の額の減少等の認可の申請）

第十三条の二　優先出資発行対象金融機関等（法第八条の二に規定する優先出資発行対象金融機関等をいい、労働金庫等に限る。）は、同条（法第十七条第八項、第二十八条第三項及び第三十四条の六第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による資本準備金又は法定準備金（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第八項に規定する法定準備金をいう。以下この条において同じ。）の額の減少及び剰余金の額の増加の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　理由書

二　減少する資本準備金又は法定準備金の額及び消却後の優先出資の口数を記載した書面

三　最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

四　その他法第八条の二の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

附則第十八条を次のように改める。

第十八条　削除

附則第二十条中「特別対象協同組織金融機関等」の下に「（法附則第十五条に規定する特別対象協同組織金融機関等をいい、労働金庫等に限る。以下同じ。）」を加える。

様式第五記載上の注意3．(1)中「おおむね15年以内に」を削る。

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から施行する。

○内閣府・農林水産省令第二号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の一部の施行及び預金保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第五十四号）の施行に伴い、並びに金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第八条の二の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則及び農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年三月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　林　芳正

農林中央金庫法施行規則及び農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第一条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七十九条第一号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改める。

（農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部改正）

第二条　農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

（優先出資に係る資本準備金等の額の減少等の認可の申請）

第十二条の二　優先出資発行対象金融機関等（法第八条の二に規定する優先出資発行対象金融機関等をいい、農水産業協同組合に限る。）は、同条（法第十七条第八項及び第三十四条の六第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による資本準備金又は法定準備金（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十四号）第二条第八項に規定する法定準備金をいう。以下この条において同じ。）の額の減少及び剰余金の額の増加の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。

一　理由書

二　減少する資本準備金又は法定準備金の額及び消却後の優先出資の口数を記載した書面

三　最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

四　その他法第八条の二の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

様式第五記載上の注意3．(1)中「おおむね15年以内に」を削る。

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から施行する。

省　令

○外務省令第六号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月五日

外務大臣　岸田　文雄

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。